

保護者の皆様

ノートルダム清心中・高等学校
校長 永山 弘

新型コロナウイルス感染症による出席停止の措置について

学校保健安全法において、新型コロナウイルス感染症は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」の期間、出席停止の措置を取ることが定められております。

新型コロナウイルス感染症の診断は、必ず医療機関を受診していただき、医師の指示に従い十分に静養するとともに、感染拡大予防ため出席停止期間中は人との接触を避けてください。また、上記の出席停止期間を遵守し、登校可能となりましたら「新型コロナウイルス感染症罹患報告書」を保護者にご記入のうえ担任へ提出してください。

<報告書の書き方>

- ① 生徒名、病名（検査方法）、受診日、医療機関名、療養期間、症状を記入してください。
- ② 登校可能になったら、日付、保護者名を記入の上、登校時に提出してください。
 - ※ 原則として、療養後に再度受診することや、治癒証明書を医師に記入していただく必要はありませんが、経過等が不明の場合は後日診断書の提出を依頼する場合があります。
 - ※ 発症日は「症状が出現した日」ですが、はっきりとした症状がわからない等、発症日が不明の場合は、「診断された日」を発症日とし、翌日から起算して5日間を経過するまで自宅療養してください。
 - ※ 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることとされています。

..... 切り取り線

新型コロナウイルス感染症罹患報告書

ノートルダム清心中・高等学校長 様

中・高 年 組 番 名 前

- 1 病 名 : 新型コロナウイルス感染症 (PCR 検査 ・ 抗原検査)
- 2 受 診 : _____年__月__日 () 医療機関名_____
- 3 療養期間：【発症日】 _____年__月__日 ()
 症状 : _____
 【症状軽快】 _____年__月__日 ()
 【療養最終日】 _____年__月__日 ()

上記のとおり、発症後5日を経過しかつ症状軽快後1日を経過して登校が可能になりましたのでご報告します。

_____年__月__日 保護者名_____

※担任確認欄 出席停止期間 / ~ /